受益者負担金の農地徴収猶予制度

・現に耕作されている農地を対象に、負担金の２／３相当額の徴収を、１５年間を限度に猶予するもの。
・宅地転用等により耕作されなくなった場合、猶予は取消しとなる。
　５年目までに取消 → ５年目までに納付
　６～１５年目の間に取消 → 取消時に一括納付

【負担金額が60万円の例】

通　常

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
12万円	12万円	12万円	12万円	12万円

5年間で60万円

農地猶予

耕作が継続している場合

1年目～5年目	6年目～15年目	1年目～5年目
毎年4万円	徴収なし	毎年8万円
5年間で20万円		5年間で40万円

3年目に取消となった場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
4万円	4万円	28万円	12万円	12万円

5年間で60万円

※3年目の額＝通常の1年分12万円＋1～2年目の猶予額8万円×2年分
※4～5年目の額＝通常の1年分12万円

13年目に取消となった場合

1年目～5年目	6年目～12年目	13年目
毎年4万円	徴収なし	40万円
5年間で20万円		一括納付

※13年目の額＝猶予額40万円全額